

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う保育園等給食食材購入費の追加措置(公立)(令和7年度物価上昇分)	①物価が高騰する中において、保護者等の負担を増やすことなく、公立保育園等において栄養バランスや量を保った給食が提供できるよう、食材購入費を追加措置する(教職員の給食費は含まない)。 ②公立・常用品(委託料、膳材料費) ③・主食費 911千円 22円(物価上昇分:児童1人/1月) × 41,398人(R7延べ利用見込み児童数) ・副食費 70,418千円 609円(物価上昇分:児童1人/1月) × 115,628人(R7延べ利用見込み児童数) ④公立:保育所、認定こども園	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰に伴う保育園等給食食材購入費の追加措置(私立)(令和7年度物価上昇分)	①物価が高騰する中において、保護者等の負担を増やすことなく私立保育園等において栄養バランスや量を保った給食が提供できるよう、食材購入費の補助等を行う(教職員の給食費は含まない)。 ②私立:負担金、補助及び交付金 ③R7年度の食料見込額 保育所 46,642千円(85施設分合計)、認定こども園 48,702千円(82施設分合計)、幼稚園 1,863千円(29施設分合計)、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所 7,182千円(62施設分合計) ④私立:保育所、認定こども園、幼稚園(新制度移行)、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う学校給食食材購入費の追加措置(令和7年度物価上昇分)	①物価が高騰する中において、保護者等の負担を増やすことなく、小・中学校等において栄養バランスや量を保った給食が提供できるよう、食材購入費を追加措置する(教職員の給食費は含まない)。 ②学校給食の食材調達をしている一般財団法人広島市学校給食会への委託料等(食材料費) ③小学校分:113,237千円(10円×延1,132万3,737食)、中学校分:56,790千円(12円×延473万2,479食) 合計:170,027千円 ④小・中学校等の児童生徒の保護者 【参考】その他財源(18,321千円)の内訳について ・教職員等の学校給食費:16,176千円 ・本市給食センターを共同利用している海田町の負担金:2,145千円	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書交付手数料の減免事業	①証明書のコンビニ交付サービスにおける各種証明書の交付手数料を100円減免することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の消費の下支えを図る。 ②地方公共団体情報システム機構へ支払う委託手数料:39,354千円 ③地方公共団体情報システム機構へ支払う委託手数料:@117円 R7年度コンビニ交付通数(見込) 336,356通 ④マイナンバーカードを利用してコンビニで各種証明書を発行する全市民	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書交付手数料の減免事業(所得証明書分)	①証明書のコンビニ交付サービスにおける所得証明書の交付手数料を100円減免することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の消費の下支えを図る。 ②地方公共団体情報システム機構へ支払う委託手数料:4,519千円 ③地方公共団体情報システム機構へ支払う委託手数料:@117円 R7年度コンビニ交付通数(見込) 38,621通 ④マイナンバーカードを利用してコンビニで所得証明書を発行する全市民	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中央市場場内関係事業者への支援【臨時的措置】	①広島市中央卸売市場の開設者として、生鮮食料品等流通の基幹的な社会インフラとしての市場機能を保全するため、物価高騰に加え、電気料金の上昇によって負担が増加している中央市場の場内関係事業者に対し、実費徴収する電気料金を減額することで負担を軽減する。 ②電気料金の減額に伴い減少する歳入に対応する一般会計からの繰入金。 ③399,084円≒0.7円×570.188kWh(令和7年3月使用分)、2,185,371円≒1.0円×2,185,371kWh(令和7年7月、9月使用分)、1,484,538円≒1.2円×1,237,154kWh(令和7年8月分) ④実費徴収により電気料金を負担している中央市場の全ての場内関係事業者	R7.4	R7.10
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立学校等光熱費高騰への支援事業【臨時的措置】	①光熱費高騰の影響を受ける市内の公立学校等に対して、光熱費の高騰分を支援することで、市内公立学校等の運営の安定化を図る。 ②公立学校等の光熱費の高騰分 ③R3年度の光熱費(高騰前)とR7年度光熱費見込み額の差額、小学校 354,271千円(140校分合計)、中学校 144,429千円(63校分合計)、高等学校 70,380千円(8校分合計)、特別支援学校 12,553千円(1校分合計)、幼稚園 150千円(18園分合計) ④小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園	R7.4	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立大学法人広島市立大学の光熱費高騰への支援事業【臨時的措置】	①今般のガス等価格の高騰に伴う、公立大学法人広島市立大学の光熱費について見込まれる予算不足を解消し、学生への悪影響を回避する。 ②大学校舎等の光熱費 ・大学校舎等:電気R7.4月～R8.3月使用分 ガスR7.3月～R8.4月使用分 ・学生寮:電気R7.4月～R8.3月使用分 ガスR7.4月～R8.3月使用分 ③校舎、学生寮(もみじ、さくら)等について、直近の支払金額、使用量を元にR7年5月以降の見込み額を積算している。 ④公立大学法人広島市立大学(校舎、学生寮等) 【公表内容】 事業概要 ①目的 上記①に同じ。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 上記③に同じ。 ③交付対象 1)交付対象者 公立大学法人広島市立大学 2)交付対象者の算定理由・算定方法 公立大学法人広島市立大学の経費は、物価高騰の影響で決算が悪化しているが、仮に予算不足が生じ、電気、ガスの供給を受けられなくなった場合にその影響を受けるのは学生であり、学生寮での日常生活、学生生活に悪影響を及ぼすため、公立大学法人広島市立大学を交付対象者として、支援金を交付する。 ④期待される効果 大学の安定的な運営が図られることにより、学生生活の質が維持され、学生が安心して勉学に励むことができる。 物価高の克服(経済対策)との関係 物価高騰に伴う光熱費の上昇により、直近の支払金額、使用量を元に算定した令和7年度の校舎、学生寮等の光熱費は、公立大学法人広島市立大学において措置している予算額を上回る見込みである。そのため、学生生活の質を維持し、学生が安心して勉学に励むことができる環境を確保するために公立大学法人広島市立大学を交付対象者として支援金を交付することは、物価高騰の影響を受けている事業者の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが適当である。 ※その他の地方独立行政法人に対しても、光熱費高騰の影響が認められる場合は必要に応じて追加措置を行う。	R7.4	R8.3